

第5次香川県全県域生活排水処理構想（案）

—ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てるために—

令和〇年●月

香 川 県

目 次

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 第1章 | 全県域生活排水処理構想の趣旨 | 1 |
| 第2章 | 生活排水処理に関する現状と課題 | 2 |
| 1 | 香川県の特徴と水環境 | 2 |
| 2 | 人口の推移 | 3 |
| 3 | 生活排水処理の現状と課題 | 4 |
| 4 | 瀬戸内海の環境変化 | 9 |
| 第3章 | 香川県全県域生活排水処理構想 | 10 |
| 1 | 基本方針 | 10 |
| 2 | 目標 | 11 |
| 3 | 長期的な整備、運営・管理の方向性 | 16 |
| 第4章 | 構想の推進 | 17 |
| 1 | 構想の推進に関連する計画等 | 17 |
| 2 | 推進の取組み | 19 |
| 3 | それぞれの役割 | 23 |
| 4 | 方向性を同じくするSDGsのゴール | 23 |
| 5 | 生活排水処理施設整備計画図 | 24 |
| 【 資料編 】 | | |
| 資料1 | 市町別汚水処理人口普及率の推移 | 28 |
| 資料2 | 汚泥処理の現状と処理水の循環利用の推移 | 29 |
| 資料3 | ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例 | 30 |
| 資料4 | 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画（概要版） | 33 |
| 資料5 | 香川県栄養塩類管理計画（概要版） | 35 |
| 資料6 | 都道府県構想に関する国からの通知 | 36 |

第1章 全県域生活排水処理構想の趣旨

生活排水処理施設の整備は、下水道事業、農業・漁業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等により実施されていますが、所管する関係部局が異なるため、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を進めるためには、関係部局が横断的に連絡調整を図るとともに、市町と連携して総合的な計画を策定する必要があります。

本県では、川や海などの公共用水域の水質改善と県民すべてが快適で衛生的な生活を実感できる環境づくりをめざして、平成8年6月に、「香川県全県域生活排水処理構想」（以下、「構想」とする。）を策定し、平成14年6月に第2次構想、平成19年10月に第3次構想、平成28年3月に第4次構想を策定して、各種生活排水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進してきました。

その結果、令和5年度末の汚水処理人口普及率[※]は81.9%となりましたが、全国平均の93.3%に比べてまだ低い状況となっています。今後も効率的・効果的な生活排水処理施設整備を推進していく必要がありますが、人口の減少、既に整備された生活排水処理施設の老朽化対策、生活排水の放流先である瀬戸内海的环境変化への対応など、生活排水処理施設整備を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。

こうした状況のなか、本県では汚水処理事業の現状と今後の課題を踏まえた広域化・共同化の具体的な取組みの検討を行い、持続可能な事業運営を確保することを目的として、令和5年3月に、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定しました。また、合併処理浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、令和6年3月に、「香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会」を設置しています。

このほか、生活排水対策は、県が進めている「かがわ『里海』づくり推進事業」において、瀬戸内海の保全に向けた施策として位置付け、重点的に取り組んでいるほか、「豊かな海づくり推進事業」では、豊かな海を取り戻すための取り組みとして、「香川県栄養塩類管理計画」を令和6年3月に策定し、計画の中で、県内の一部の下水処理場を栄養塩類増加措置の実施者として位置付けています。

このような社会情勢の変化や本県の実情を反映するとともに、生活排水処理施設を早期に整備するため、市町と連携し、「第5次香川県全県域生活排水処理構想」を策定しました。

※ 汚水処理人口普及率

生活排水処理施設の整備状況を表す指標で、総人口（住民基本台帳人口）に対する生活排水処理施設整備済み人口（下水道では供用開始区域内人口）の割合をパーセントで示したものです。

第2章 生活排水処理に関する現状と課題

1 香川県の特徴と水環境

香川県は、四国の東北部にあり県土の面積は約 1,876 km²の広さになり、47 都道府県のなかで最も小さな県です。北は瀬戸内海に臨み、南は讃岐山脈が連なり、讃岐山脈に源を發する多くの河川は、讃岐平野を北流して瀬戸内海に注いでいます。

気候は典型的な瀬戸内式気候で、台風などの自然災害は比較的少ない一方、年間の平均降水量は約 1,100 mm と少なく、水資源に恵まれないことから県内には 12,000 を超えるため池が点在し、香川県の特色のある景観を形成しています。

県内を流れる多くの河川は流域面積が小さく、山間部では急峻であり短時間で瀬戸内海に流れこむため豊富な河川水が望めず、雨の少ない時期には生活排水の影響を受けやすいという特徴があります。

県内の河川の水質汚濁状況 (BOD) を調査した結果、令和 5 年度の環境基準の達成率は 66% となっており、ここ数年は横ばいで推移しています。

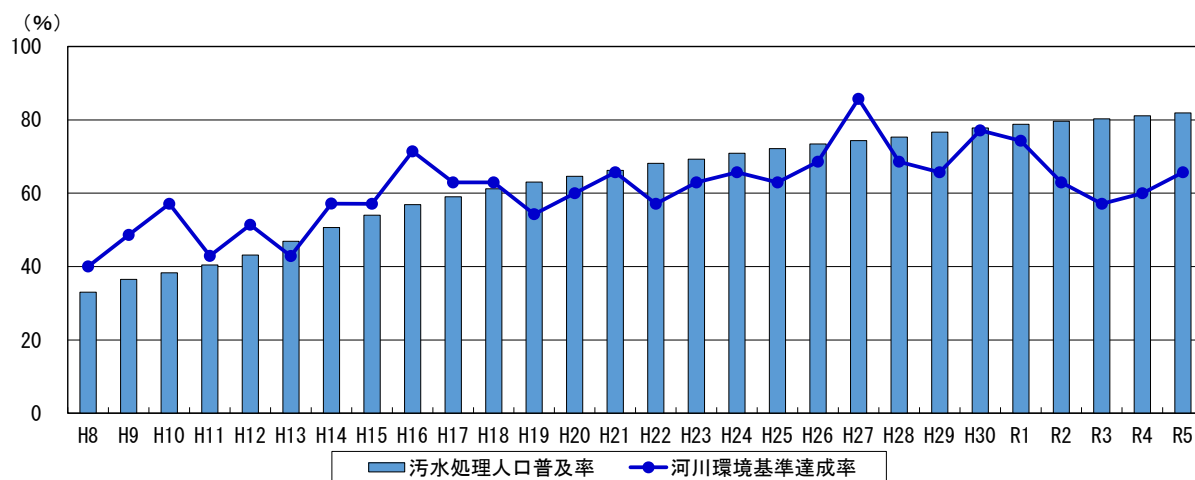


図 2-1 河川の環境基準達成率と汚水処理人口普及率の推移

本県の発生源別汚濁負荷量 (COD) をみると、生活排水による汚濁が半数近くを占めていることから、河川や海域の水質汚濁を防止するためには、工場・事業場の排水規制とあわせて、生活排水対策を進めていく必要があります。

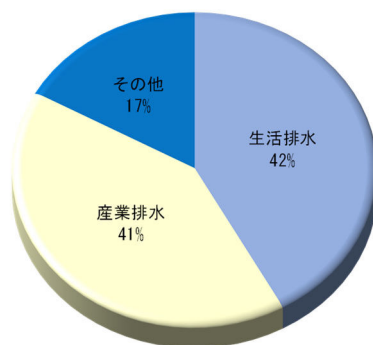


図 2-2 発生源別汚濁負荷量 (COD) の割合 (令和 5 年度)

2 人口の推移

本構想を策定した平成8年以降の本県人口を図2-3に示します。本県の人口は年々減少傾向にあり、平成22年には人口が100万人を割り込みました。令和17年には83万人程度になると予想されることから、生活排水処理施設の整備の推進にあたっては、人口減少を考慮した整備を検討していく必要があります。

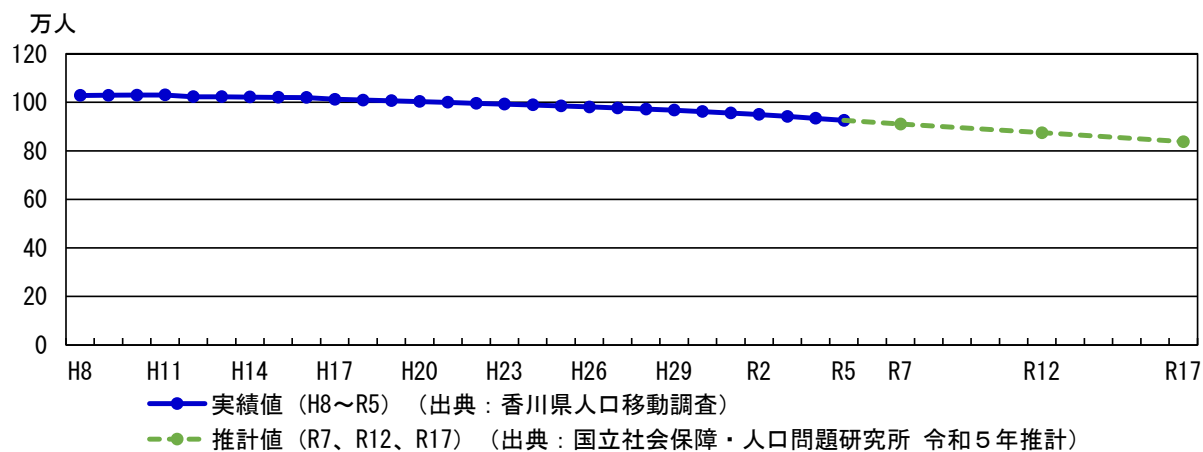


図2-3 人口の推移

3 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理施設の種類の種類

し尿と日常の生活で炊事や洗濯、風呂などから出される生活雑排水を併せて処理する「生活排水処理施設」にはいろいろな種類の施設があります。

主な「生活排水処理施設」には、次のようなものがあります。

表 2-1 主な生活排水処理施設

| 処理形態 | 生活排水処理施設 | | 整備する地域 | 処理できるもの | 所管省庁 | 整備主体 |
|------|-------------------|-----------------|------------------|---------------------------------|-------|-----------------|
| 集合処理 | 流域下水道 | | 2以上の市町 | 生活排水、 事業場・ 工場排水 など汚水全般 | 国土交通省 | 県・市・町など 公的機関 |
| | 公共 下水道 (広義) | 公共下水道 (狭義) | 主に市街地 | | | |
| | | 特定環境保全 公共下水道 | 農山漁村など | | | |
| | 農業集落排水施設 | | 農業振興地域 | 生活排水や 事業場からの 雑排水・し尿 | 農林水産省 | |
| | 漁業集落排水施設 | | 漁港の背後集落 | | 水産庁 | |
| | コミュニティ・プラント | | 開発団地など | | | |
| 個別処理 | 合併処理 浄化槽 | 公共浄化槽 | 特定の地域内の 個々の家屋 | 生活排水 し尿・雑排水 | 環境省 | 個人 (公的補助あり) |
| | | 個人設置型浄化槽 | 個々の家屋 | | | |

単独処理浄化槽は水洗トイレからのし尿は処理しますが、生活雑排水は処理しません。

なお、構想では流域下水道および公共下水道（広義）をあわせて「下水道」といいます。



図 2-4 生活排水処理施設整備事業の概念図

(2) 集合処理施設の整備状況

下水道の県内市町における整備状況として、令和5年度末時点での下水道全体計画区域内人口（下水道の整備対象とする区域内の人口）に対する下水道処理人口（下水道処理区域内の人口）の割合は、県内平均で84%となっています（表2-2）。

なお、農業・漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラントは、整備を完了しています。

表 2-2 下水道整備状況（令和5年度末）

| 市町名 | 全体計画 区域面積 (ha) | 整備済面積 (ha) | 整備率 (%) | 全体計画 区域内人口 a (人) | 処理人口 b (人) | b/a (%) |
|-------|----------------------|---------------|------------|------------------------|---------------|---------|
| 高松市 | 7896.5 | 5508.5 | 69.8 | 312,749 | 269,184 | 86.1 |
| 丸亀市 | 2643.0 | 1734.1 | 65.6 | 61,056 | 48,306 | 79.1 |
| 坂出市 | 684.0 | 354.4 | 51.8 | 22,418 | 14,522 | 64.8 |
| 善通寺市 | 882.5 | 801.4 | 90.8 | 20,366 | 17,845 | 87.6 |
| 観音寺市 | 536.0 | 368.1 | 68.7 | 12,309 | 11,331 | 92.1 |
| さぬき市 | 1690.1 | 1035.2 | 61.3 | 30,096 | 24,148 | 80.2 |
| 東かがわ市 | 251.3 | 165.7 | 65.9 | 5,025 | 4,522 | 90.0 |
| 三木町 | 508.3 | 260.1 | 51.2 | 14,156 | 7,829 | 55.3 |
| 直島町 | 112.1 | 112.1 | 100.0 | 2,714 | 2,714 | 100.0 |
| 宇多津町 | 551.4 | 408.6 | 74.1 | 17,572 | 16,048 | 91.3 |
| 綾川町 | 664.0 | 484.3 | 72.9 | 9,823 | 9,090 | 92.5 |
| 琴平町 | 145.8 | 145.8 | 100.0 | 3,871 | 3,871 | 100.0 |
| 多度津町 | 676.3 | 627.5 | 92.8 | 13,178 | 13,178 | 100.0 |
| まんのう町 | 548.8 | 539.8 | 98.4 | 2,663 | 2,663 | 100.0 |
| 県計 | 17790.1 | 12545.5 | 70.5 | 527,996 | 445,251 | 84.3 |

資料：香川県下水道課

(3) 汚水処理人口普及率

平成8年度末から令和5年度末までの汚水処理人口普及率の推移を図2-5に示します。これまで4次にわたる構想を進めた結果、令和5年度末時点での汚水処理人口普及率は、平成25年度末と比較すると、9.7ポイント上昇しました。一方で、全国の汚水処理人口普及率は93.3%であり、都道府県別では44位と、まだ低い状況となっています。

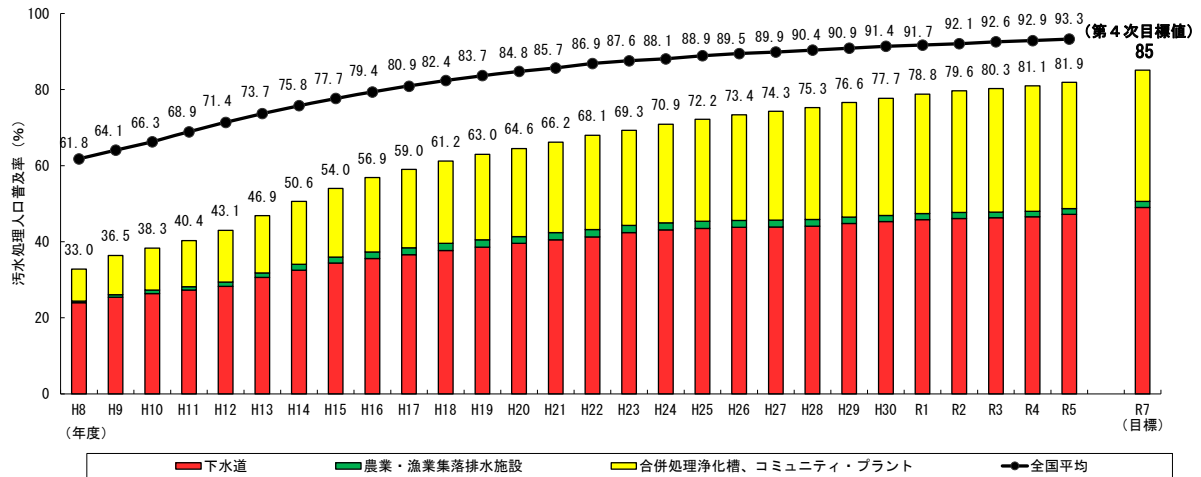


図 2-5 汚水処理人口普及率の推移

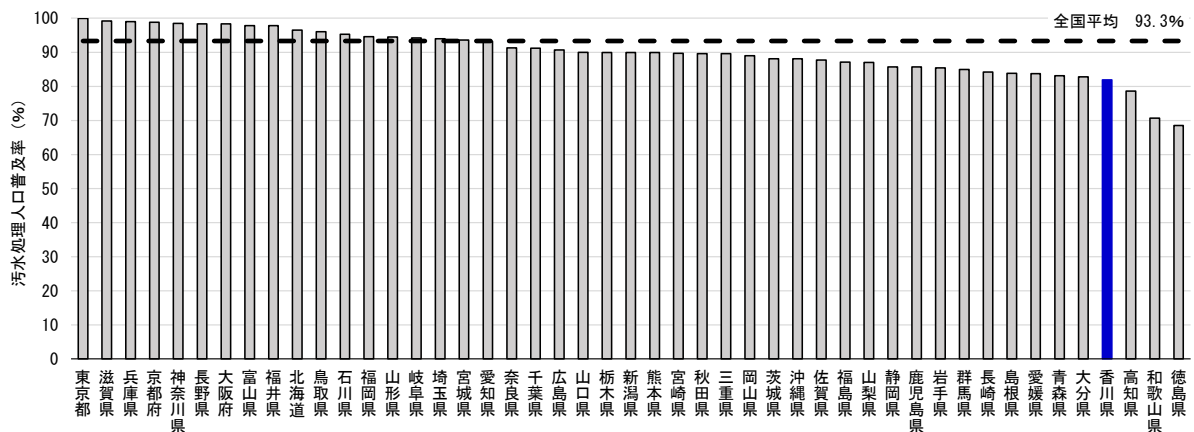


図 2-6 都道府県別汚水処理人口普及率 (令和5年度末)

県内において、令和5年度末時点での汚水処理人口普及率が高い市町は、宇多津町(99.3%)、直島町(99.0%)、さぬき市(94.0%)、善通寺市(90.8%)、高松市(89.7%)となっています。

市町の汚水処理人口普及率の内訳をみると、汚水処理人口普及率の高い市町では、下水道の普及率の割合が高い傾向にあります。

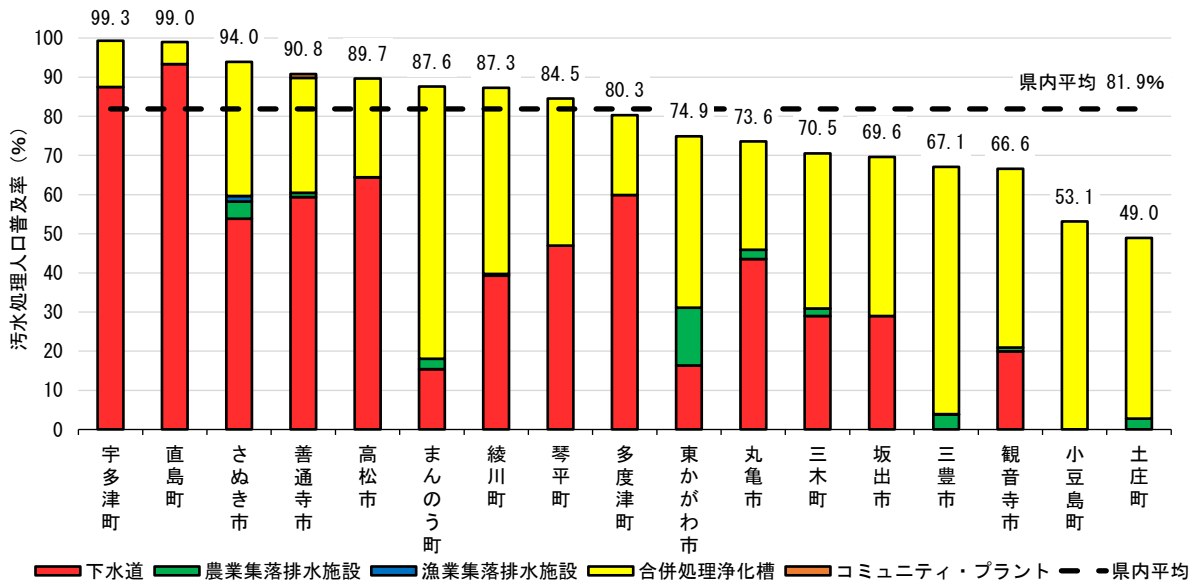


図 2-7 市町別汚水処理人口普及率（令和5年度末）

また、平成25年度末と令和5年度末時点での生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率を比較すると、下水道及び合併処理浄化槽の普及が進んでいます。既に集合処理施設整備を完了している市町や集合処理施設の整備が行われない市町については、引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を進めていく必要があります。

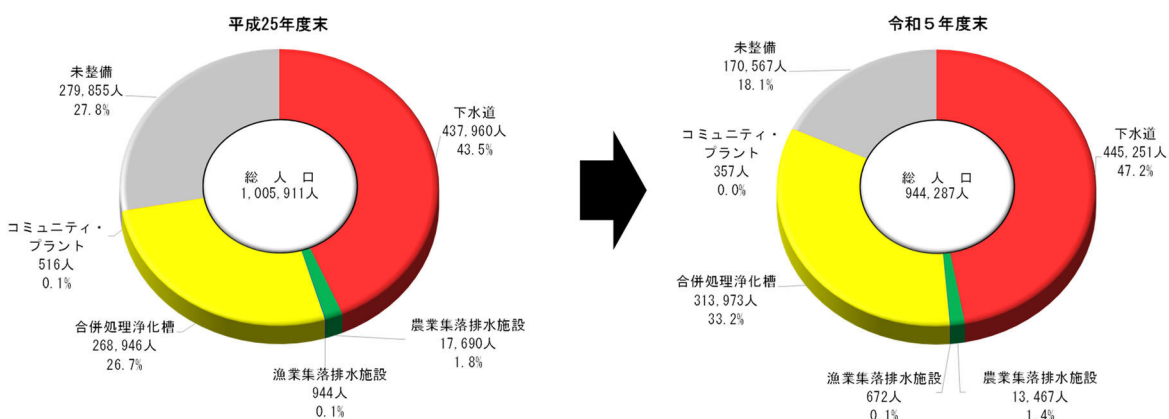


図 2-8 生活排水処理施設別汚水処理人口普及率（平成25年度末及び令和5年度末）

(4) 集合処理施設の事業運営

下水道などの集合処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等により経営環境は厳しさを増しており、より一層の効率的な事業運営が求められています。将来にわたり持続可能な事業運営を行っていくためには、共通する課題を抱える事業者が一体となり、汚水処理の広域的な連携や共同実施など広域化・共同化の取り組みを推進していくことが必要です。本県では、令和5年3月に「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定し、汚水処理事業の持続可能な事業運営を確保することを目的としてハード連携・ソフト連携の両面から広域化・共同化に取り組んでいます。

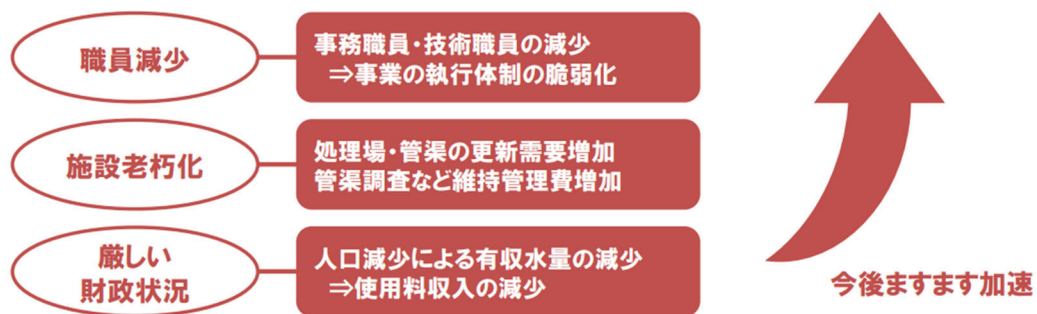


図 2-9 広域化・共同化の必要性

(5) 合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理

平成13年に単独処理浄化槽の新設が禁止されて以降、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進するための補助事業の推進により合併処理浄化槽による汚水処理は年々増加しています。また、浄化槽が本来の処理性能を発揮するためには、適正な維持管理が重要であることから、法定検査の受検率の向上や保守点検や清掃の実施率の向上を図っていくことが必要です。

表 2-3 浄化槽設置整備事業の実績

単位: 基数

| 浄化槽設置整備事業 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 設置費補助 | 1735 (1735) | 1472 (1472) | 1529 (1529) | 1478 (1478) | 1381 (1381) |
| 撤去費等補助 | 394 (347) | 394 (350) | 411 (361) | 412 (412) | 468 (468) |
| 配管費補助 | 393 (308) | 389 (321) | 419 (340) | 416 (416) | 517 (517) |

※()書きは、国庫補助対象基数

資料：香川県循環型社会推進課

4 瀬戸内海の環境変化

瀬戸内海は、我が国のみならず世界においても比類ない美しさを誇りますが、高度経済成長期には、「瀕死の海」と呼ばれるほどに水質汚濁が進行しました。水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）に基づく工場排水に対する規制や総合的な対策、生活排水処理施設の整備が進められた結果、汚濁負荷は低減し、水質は改善されてきました。一方で、栄養塩類の減少や気候変動による水産資源への影響といった問題が発生しています。引き続き、水質が悪化しないよう必要な対策を進めるとともに、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、きめ細やかな水質管理を行うことが必要となっており、本県では令和 6 年 3 月には「香川県栄養塩類管理計画」を策定しました。

表 2-4 栄養塩類管理に関する瀬戸内海環境保全特別措置法等の経緯

| 年 | | 出来事 |
|------|---------|---|
| 1970 | 昭和 45 年 | 水質汚濁防止法の制定 ～全国一律排水規制の導入～ |
| 1973 | 昭和 48 年 | 瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定 |
| 1978 | 昭和 53 年 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の制定 ～特定施設の許可制、汚濁負荷量による総量規制等の導入～ |
| | | 水質汚濁防止法の改正 ～閉鎖性海域における汚濁負荷量による総量規制等の導入～ |
| 1993 | 平成 5 年 | 水質汚濁防止法施行令の改正 ～排水基準に窒素・リンを追加～ |
| 2001 | 平成 13 年 | 水質汚濁防止法施行令の改正 ～総量削減の指定項目に窒素・リンを追加～ |
| 2015 | 平成 27 年 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の改正 ～「きれいで豊かな海」という概念の盛り込み～ |
| 2021 | 令和 3 年 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の改正 ～瀬戸内海における生物多様性・水産資源の持続的な利用の確保を図る、「栄養塩類管理制度」の創設～ |
| 2024 | 令和 6 年 | 香川県栄養塩類管理計画の策定 ～豊かな海を目指して～ |

第3章 香川県全県域生活排水処理構想

1 基本方針

(1) 全県的な施設整備の推進

快適な生活環境や良好な水環境のため、県内全ての地域を対象とし、県民の理解と協力を得て、生活排水処理施設の整備を進めます。

(2) より計画的・効率的な施設整備と運営・管理の推進

生活排水処理施設の特性、効果、経済性等を十分検討し、より計画的・効率的な整備を進め早期整備をめざすとともに、改築・更新や施設の統合について検討を推進します。

(3) 実効性ある構想の推進

厳しい財政状況の下、費用対効果の観点から効果的で地域の実情に応じた整備手法により構想を推進します。

(4) 水環境の保全と豊かな海をめざす取組みとの調和

生活排水処理施設の整備を進めることによる公共用水域の水質保全に努めるとともに、「香川県栄養塩類管理計画」に基づいた栄養塩類供給の取組みにより、きれいで豊かな海をめざします。

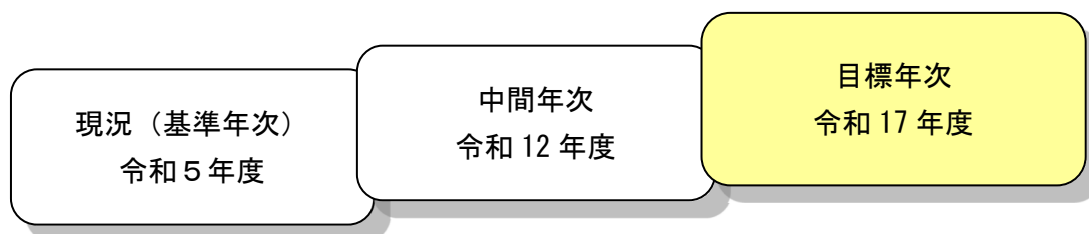
(5) 必要に応じた見直し

将来の社会情勢等の変化や市町の意向等を踏まえ、より効率的・効果的な施設整備が進むよう、中間年次（令和12年度）に点検を行い、必要に応じ、見直しを行います。

2 目標

(1) 目標年次

令和5年度を現況（基準年次）とし、令和17年度を目標年次とします。また、令和12年度を中間年次として、構想の進行状況の点検とともに必要に応じて見直しを行います。



(2) 進捗管理と指標

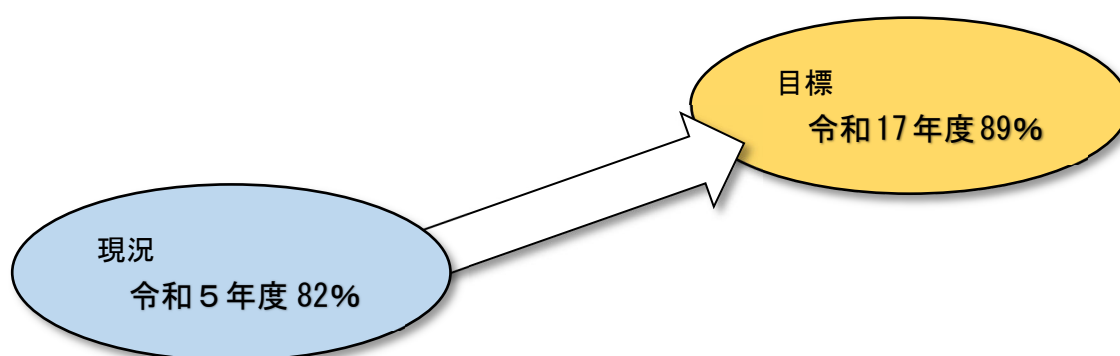
第5次構想の着実な実行と達成のため、生活排水処理施設整備の進行管理を行います。進行管理の指標は、「汚水処理人口普及率」とします。

汚水処理人口普及率（％）

汚水処理人口普及率とは、生活排水処理施設の整備状況を表す指標で、総人口（住民基本台帳人口）に対する生活排水処理施設整備済み人口（下水道では供用開始区域内人口）の割合をパーセントで示したものです。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{\text{生活排水処理施設整備済み人口}}{\text{総人口（住民基本台帳人口）}} \times 100$$

(3) 目標



構想にそって生活排水処理施設の整備を進めていくことにより、汚水処理人口普及率は現況（令和5年度）82%から目標年次（令和17年度）には89%に向上します。

表 3-1 生活排水処理施設別整備人口と汚水処理人口普及率

| 生活排水処理 施設の種類 | | 生活排水処理施設別整備人口(人) | | | 汚水処理人口普及率(%) | | |
|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|---------------|------------------|------------------|
| | | 現況 (令和5年度) | 中間年次 (令和12年度) | 目標年次 (令和17年度) | 現況 (令和5年度) | 中間年次 (令和12年度) | 目標年次 (令和17年度) |
| 公共 下水道 | 公共下水道 | 402,131 | 384,267 | 376,274 | 42.6 | 43.9 | 44.9 |
| | 特定環境保全 公共下水道 | 43,120 | 41,769 | 40,928 | 4.6 | 4.8 | 4.9 |
| | 農業集落排水施設 | 13,467 | 8,056 | 7,312 | 1.4 | 0.9 | 0.9 |
| | 漁業集落排水施設 | 672 | 634 | 582 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | コミュニティ・プラント | 357 | 312 | 288 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | 合併処理浄化槽 | 313,973 | 315,531 | 318,021 | 33.2 | 36.1 | 38.0 |
| 合 計 | | 773,720 | 750,569 | 743,405 | 82 | 86 | 89 |
| 行政人口 | | 944,287 | 874,571 | 837,945 | — | — | — |

※この表の整備人口等は、各市町が策定した生活排水処理施設整備計画を取りまとめたものです。将来整備人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を用いて集計しています。汚水処理人口普及率の合計は、四捨五入し、整数値としています。

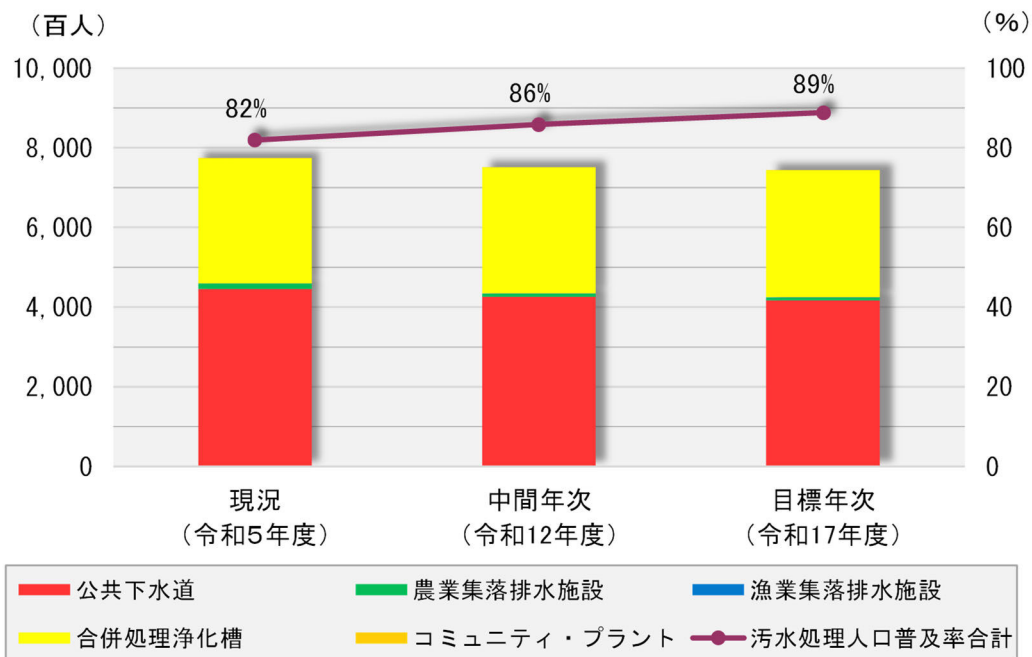


図 3-1 生活排水処理施設別整備人口と汚水処理人口普及率

令和5年度

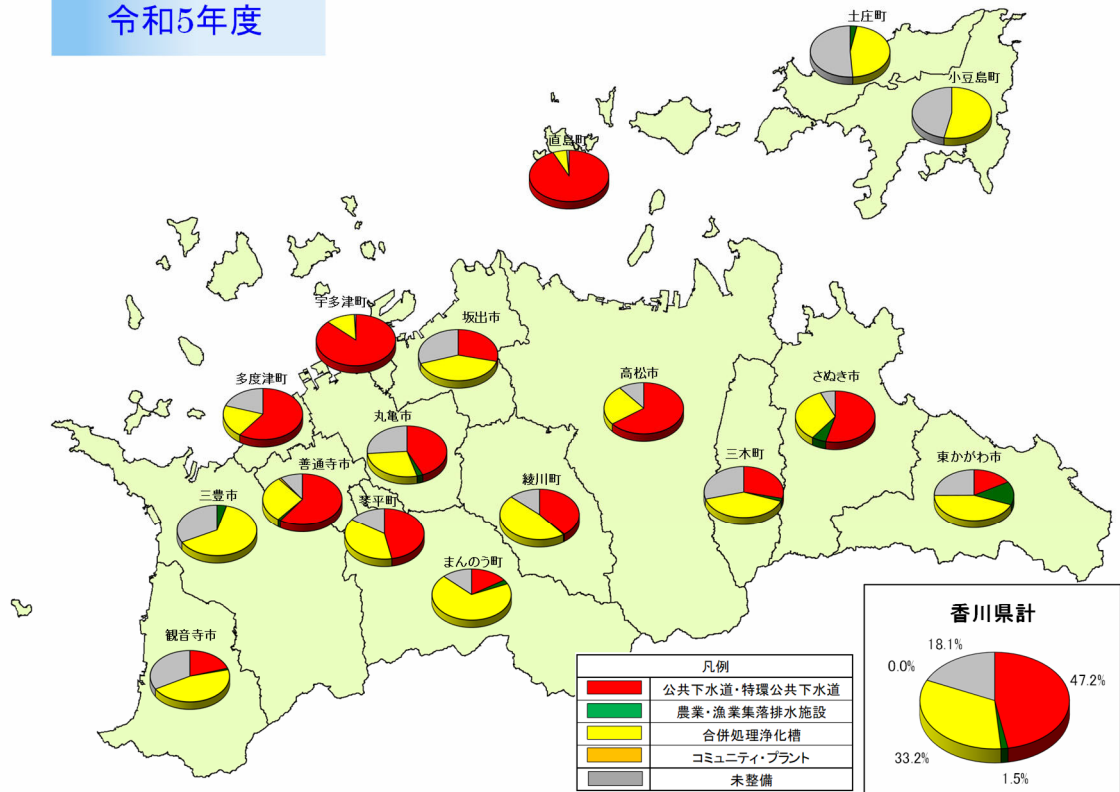


図 3-2 生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率(令和 5 年度)

令和12年度

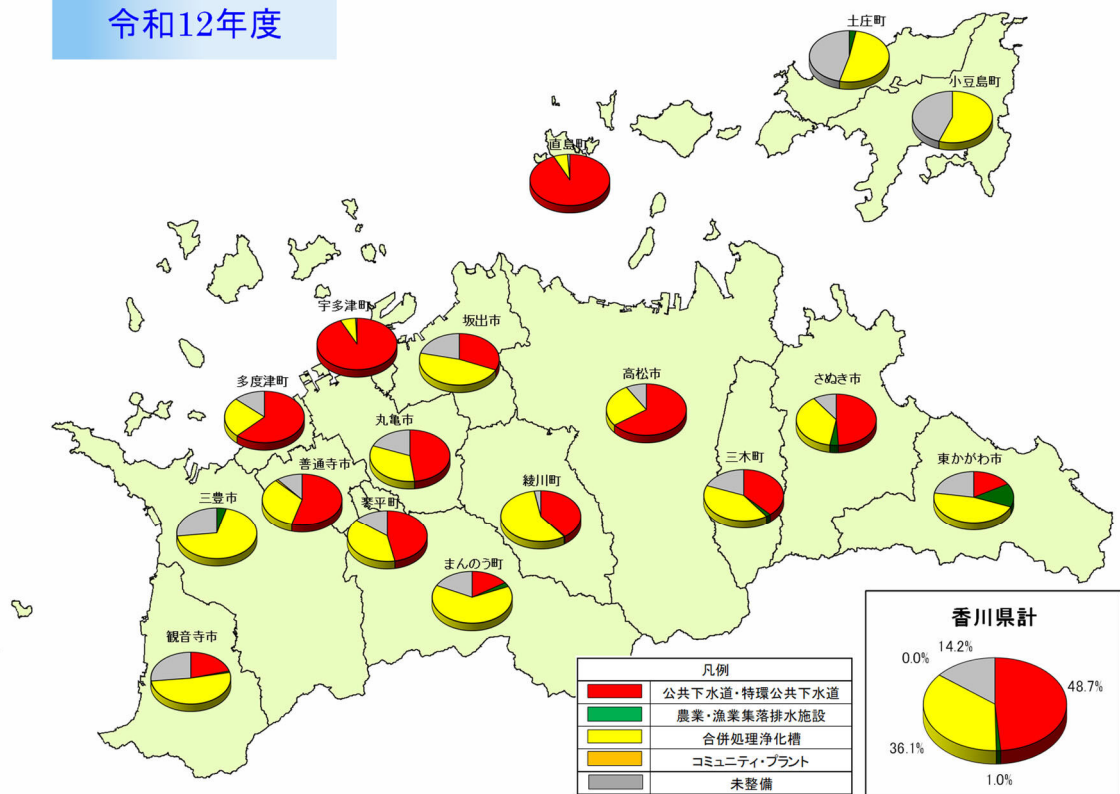


図 3-3 生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率 (令和 12 年度)

令和17年度

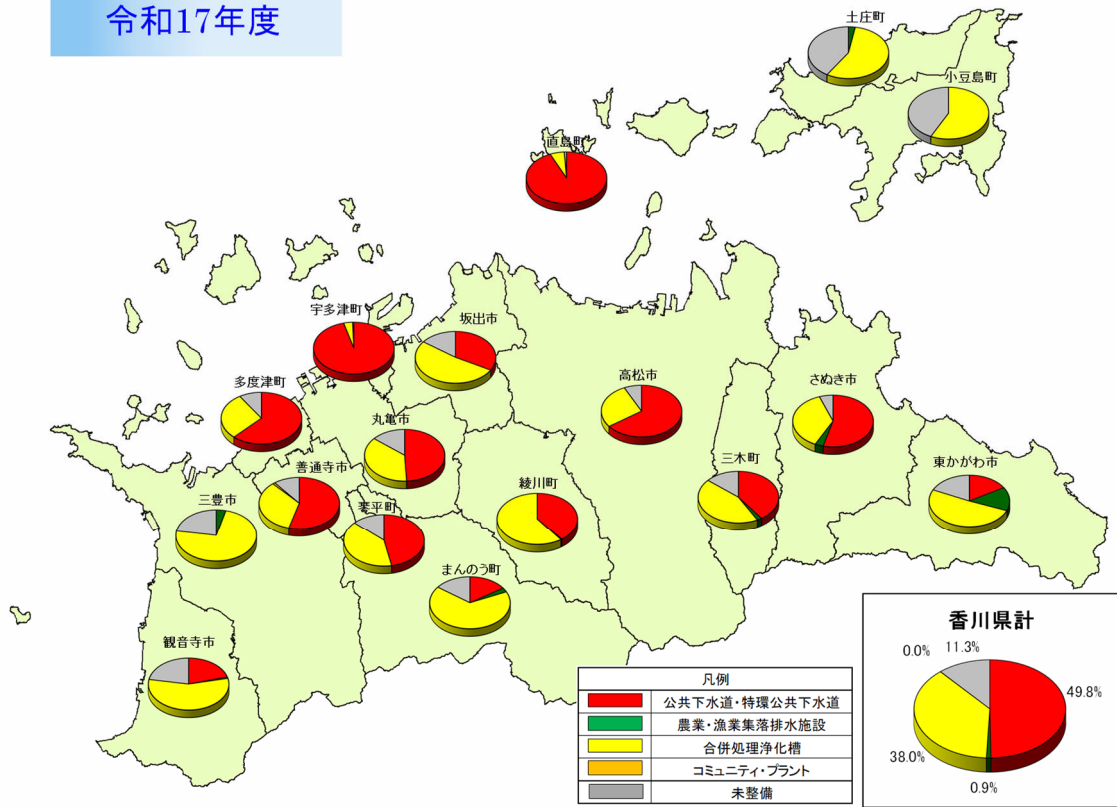


図 3-4 生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率（令和 17 年度）

(4) 整備面積および処理場の整備

下水道や農業集落排水施設など、管渠によって生活排水を集めて処理場で処理する集合処理施設の整備面積の推移および処理場整備の推移は次のようになります。下水道及び農業集落排水施設は人口減少など社会情勢等の変化を踏まえた計画見直しを進めるとともに、農業集落排水施設の一部については、「香川県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき下水道への統合を進めています。

表 3-2 集合処理施設の整備面積

(単位：ha)

| 集合処理施設 | 現況 (令和5年度) | 中間年次 (令和12年度) | 目標年次 (令和17年度) |
|-------------|---------------|------------------|------------------|
| 公共下水道 | 11,003 | 11,497 | 11,740 |
| 特定環境保全公共下水道 | 1,765 | 1,861 | 1,881 |
| 農業集落排水施設 | 1,132 | 974 | 974 |
| 漁業集落排水施設 | 66 | 66 | 66 |
| コミュニティ・プラント | 4 | 4 | 4 |
| 計 | 13,970 | 14,403 | 14,666 |

※整備面積は四捨五入し、整数値で記載しています。

表 3-3 処理場の整備

(単位：箇所)

| 集合処理施設 | 現況 (令和5年度) | 中間年次 (令和12年度) | 目標年次 (令和17年度) |
|-------------|---------------|------------------|------------------|
| 流域下水道 | 2 | 2 | 2 |
| 公共下水道 | 11 | 11 | 11 |
| 特定環境保全公共下水道 | 5 | 5 | 5 |
| 農業集落排水施設 | 35 | 28 | 25 |
| 漁業集落排水施設 | 3 | 3 | 3 |
| コミュニティ・プラント | 2 | 2 | 2 |
| 計 | 58 | 51 | 48 |

表 3-4 処理区の推移

| 集合処理施設 | 現況 (令和5年度) | 中間年次 (令和12年度) | 目標年次 (令和17年度) |
|-------------|---------------|------------------|------------------|
| 流域下水道 | 2 | 2 | 2 |
| 公共下水道 | 18 | 18 | 18 |
| 特定環境保全公共下水道 | 11 | 11 | 11 |
| 農業集落排水施設 | 35 | 28 | 25 |
| 漁業集落排水施設 | 3 | 3 | 3 |
| コミュニティ・プラント | 2 | 2 | 2 |
| 計 | 71 | 64 | 61 |

処理区：下水道、農業集落排水施設などの処理場で生活排水を処理する区域

3 長期的な整備、運営・管理の方向性

今後は、それぞれの生活排水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、適切に計画を見直しながら進めていきます。

下水道については、持続可能な下水道の実現に向けた基盤強化を図ることをめざして、人口減少やまちづくりの政策等を踏まえ、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域を選定して整備を進めていきます。

一方で、農業・漁業集落排水施設は整備を完了しており、今後は計画的な維持管理を進めていきます。

合併処理浄化槽は、引き続き県全体で整備が進む計画となっています。

なお、本県では、平成14年度から令和2年度まで「ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例」に基づき、「生活排水処理施設重点整備地域」の指定を行い、市町が行う生活排水処理施設の整備に対して、重点的に財政支援を行いました。現在、指定されている地域はありません。

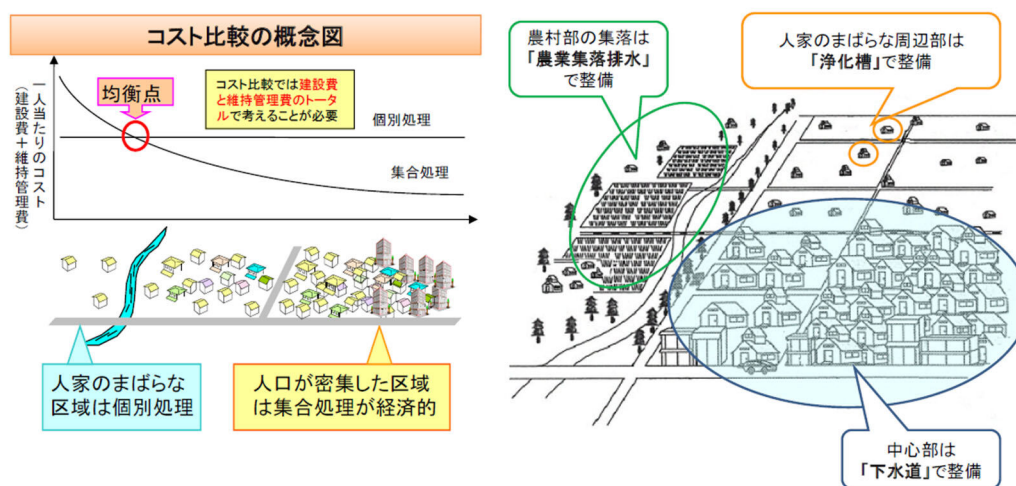


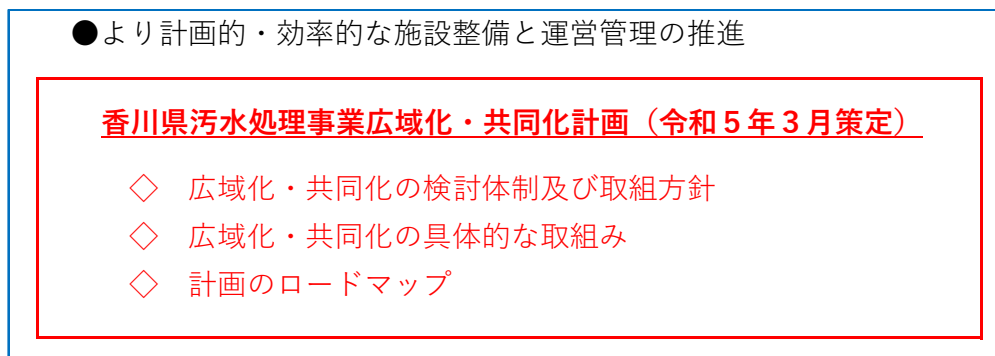
図 3-5 生活排水処理施設の整備イメージ

第4章 構想の推進

1 構想の推進に関連する計画等

(1) 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画

香川県汚水処理事業広域化・共同化計画は、本構想の基本方針のうち、『より計画的・効率的な施設整備と運営管理の推進』に係る計画です。



広域化・共同化計画に位置付けた汚水処理施設の統廃合等について着実に実施し、持続可能な事業運営の確保を実現するために、PDCAサイクルによる進行管理により進めることとしています。

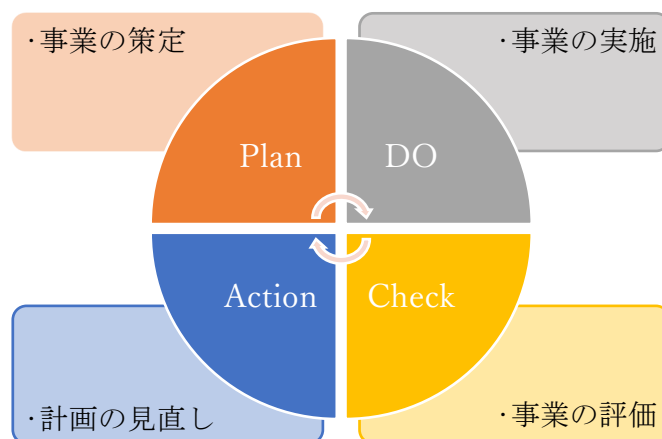


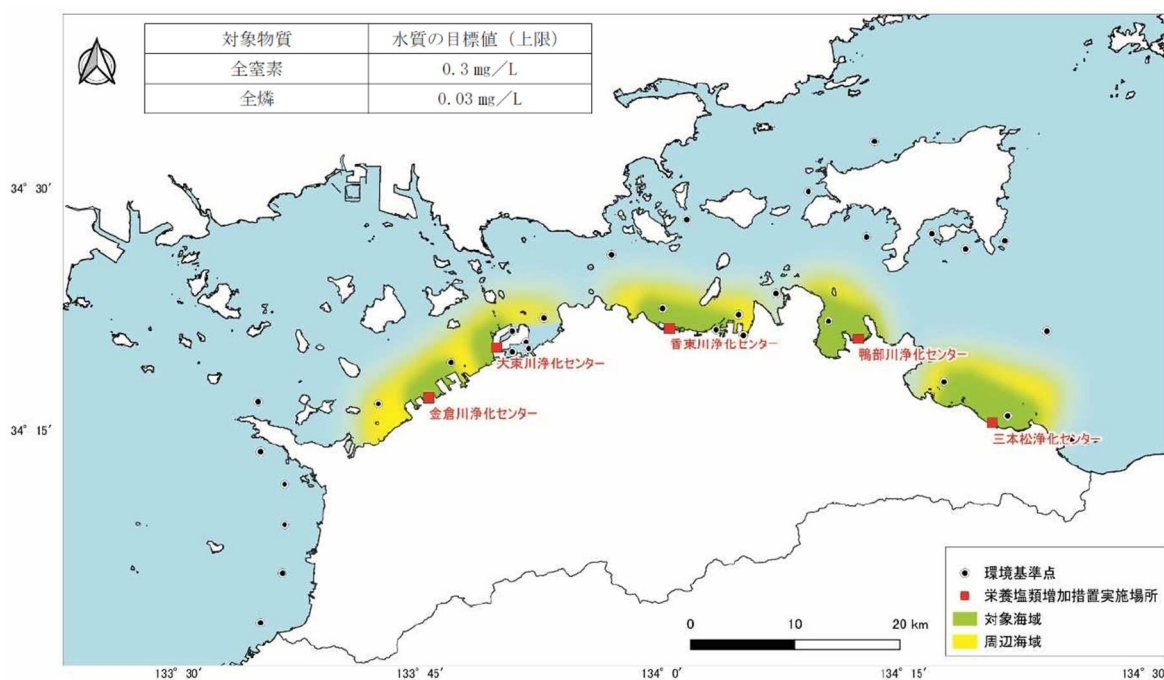
図4-1 PDCAサイクルによる進行管理

(2) 香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会

浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、浄化槽法第54条に基づく協議会として、市町、香川県浄化槽協会、香川県環境保全協会及び県で構成する「香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会」を令和6年3月に設置しました。当協議会における協議を通じて、①行政・関係団体の連携、②普及啓発の推進、③浄化槽台帳の充実に取り組み、浄化槽の適正な維持管理の向上を図ります。

(3) 香川県栄養塩類管理計画

国は瀬戸内海における生物多様性・水産資源の持続的な利用の確保を図ることを基本理念とする瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を令和3年6月に行いました。法律改正に伴い新たに創設された栄養塩類管理制度に基づき、本県海域における生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、令和6年3月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定しました。本計画に基づき、県内5つの下水処理場では、試運転・試行により、冬場に下水処理水中の栄養塩類を排水基準の範囲内で残して排出する季節別運転管理を実施しています。



出典：香川県栄養塩類管理計画

図 4-2 香川県栄養塩類管理計画区域図

2 推進の取組み

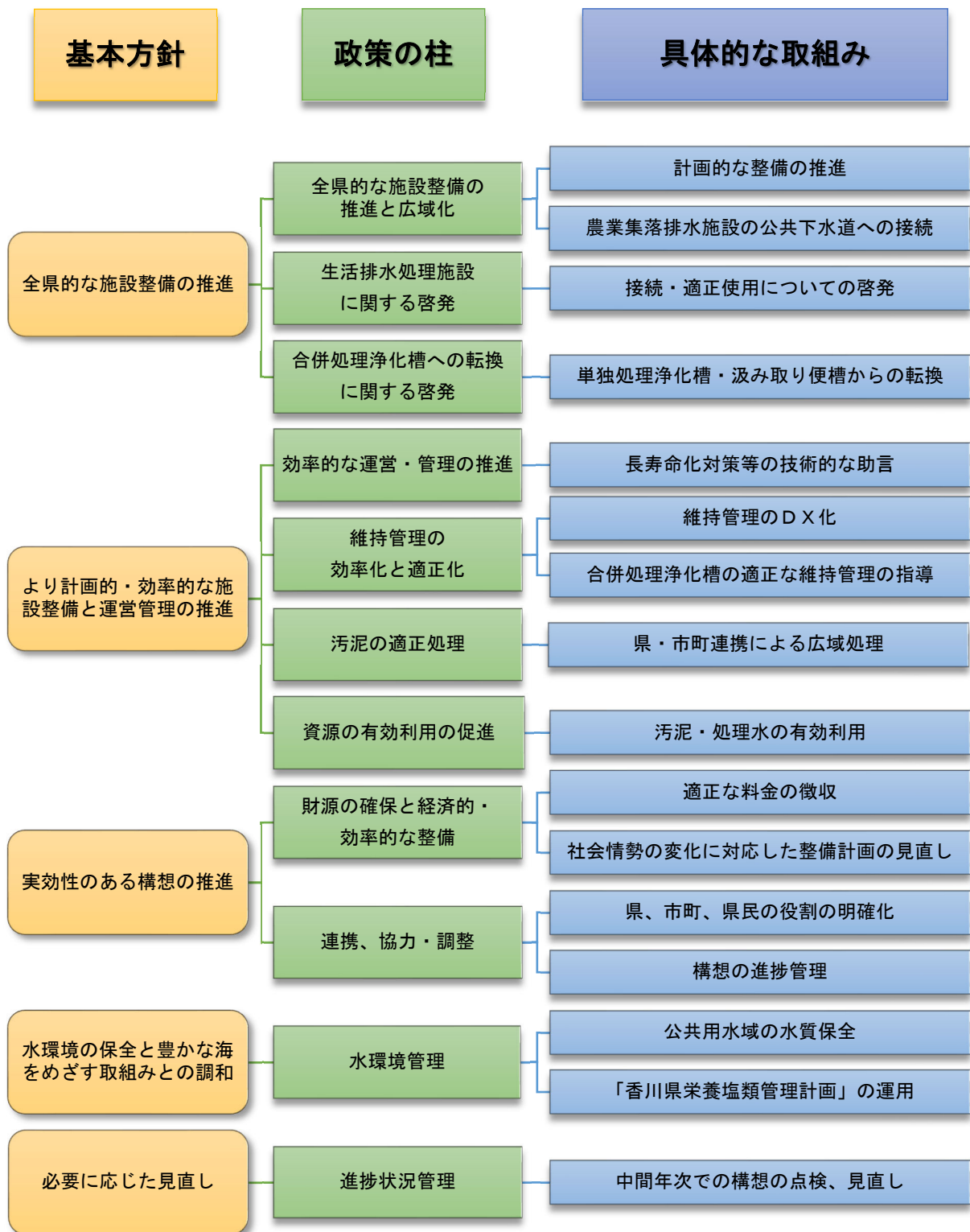


図 4-3 施策の体系図

(1) 全県的な施設整備の推進と広域化

生活排水処理施設は、県民共有の財産である恵み豊かな自然環境を保全し、潤いと安らぎのある快適な環境を創出するために、全ての市町で整備を推進していく必要があります。

人口減少等の社会情勢の変化に応じて整備計画の見直しを行いながら、地域の実情にあった生活排水処理施設を県内全域で計画的、効率的に整備することにより、早期の生活排水処理施設の完了をめざします。

①下水道の整備

下水道は、生活排水だけでなく、会社、学校、工場など地域全体から出る汚水を処理するもので、生活排水対策の基幹的施設ですが、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、下水道区域の見直しを行いながら、下水道で整備すべきと定めた区域については、より効率的な整備と既整備施設の効率的な改築・更新及び運営管理に取り組んでいきます。

②農業集落排水施設の整備

農業集落排水施設は、農村地域におけるし尿や生活雑排水などの汚水を処理し、生活環境の改善とともに、ため池や農業用水の水質保全を図るもので、他の生活排水処理施設の計画と連携・調整を図りながら、既整備施設の改築・更新を図ります。

③漁業集落排水施設の整備

漁業集落排水施設は、漁業集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を処理し、生活環境の改善を図るとともに、閉鎖性海域の瀬戸内海の水質保全に寄与するもので、他の生活排水処理施設の計画と連携・調整を図りながら、既整備施設の改築・更新を図ります。

④合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽は、他の生活排水処理施設と同程度の処理能力があり、短期間にかつ容易に設置できるなどの特徴をもっていることから、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換補助制度を活用するなど、市町と協力しながら、積極的な整備を図ります。

⑤「香川県汚水処理広域化・共同化計画」における取組み

人口減少に伴い、各処理施設の処理量が減少し、今後、施設の存続が難しくなることが予想されます。公共下水道と農業集落排水施設との統廃合を進めることで、管理施設数を縮減し、既存施設の有効活用を図ります。

(2) 生活排水処理施設に関する啓発

生活排水処理施設の整備を進めるためには生活排水処理施設の役割、機能、事業の仕組みについて、広く県民の皆さんに理解していただくことが大切です。また、生活排水処理施設の機能を最大限に発揮させるためには施設の積極的な利用や正しい使い方など県民の皆さんの理解と協力が欠かせません。このため、生活排水や水の汚れのことなどをわかりやすくまとめた「ぐるみず読本」を作成し、ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/mizudojou/sha730200204101039.html>

(3) 合併処理浄化槽への転換に関する啓発

生活排水全体の汚濁負荷量の大部分を生活雑排水が占めると言われていますが、し尿処理を目的とした単独処理浄化槽や汲み取り便槽は、生活雑排水を処理できません。水環境の保全の観点から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換費用の補助制度の活用などについて、ホームページ等で周知します。

○合併処理浄化槽への転換について

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/jyo/tandoku.html>

○合併処理浄化槽への転換費用の補助制度等について

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/jyo/hojyokin.html>

(4) 効率的な運営・管理の推進

生活排水処理施設の老朽化に伴い、突発的な故障等のリスクが増加し、修繕負担が増大していくことが予測されます。厳しい財政状況のなかで、持続的に生活排水処理を行っていくためには、施設の長寿命化対策を含めた改築・更新などを計画的・効率的に行っていくことが必要となることから、施設全体を対象に長期的な視点から、計画的に効率的に管理するストックマネジメントに取り組むとともに、市町が行う長寿命化対策等、技術的な助言を行います。

(5) 維持管理の効率化と適正化

「香川県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、農業集落排水の公共下水道への接続による管理施設数の縮減や既存施設の有効活用を行い、施設の維持管理の効率化を図ります。また、将来にわたり下水道サービスを提供し続けるため、デジタル技術を活用しながらメンテナンスを高度化・効率化させる上下水道DXの推進の検討を図ります。

合併処理浄化槽では、安定した処理機能を発揮するため、適正な維持管理が行われるよう普及啓発に努めます。

(6) 汚泥の適正処理

「香川県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、県内における汚泥の広域処理や有効利用について検討を進めます。また、引き続き汚泥の再資源化と効率的な処理の促進に努めます。

(7) 資源の有効利用の促進

発生汚泥については、現状の高い再資源化率を維持しつつ、引き続き、肥料などの農業資材やセメント原料化などの建設資材への再資源化を促進していきます。

処理施設からの処理水については、再生水や農業用水等への有効利用を促進します。

(8) 財源の確保と経済的・効率的な整備

今後、生活排水処理施設を整備、改築・更新していくためには、さらに多くの費用が必要になります。補助制度などの活用に加え、適正な料金を使用者から徴収するなど財源の確保に努めるとともに、社会情勢の変化に応じて、より効率的・効果的な施設整備が進むよう見直しを推進します。

(9) 連携、協力・調整

県、市町、県民の役割を明確にして、生活排水処理施設の整備状況や公共用水域の水質の状況などの進行管理を行いながら、事業執行体制等に反映させ、構想を推進します。

(10) 水環境管理

生活排水による水質汚濁は、河川や海などの公共用水域へ影響を及ぼすことから、引き続き、生活排水処理施設の整備を推進し、公共用水域の水質保全に努めるとともに、「香川県栄養塩類管理計画」に基づく、きれいで豊かな海をめざす取組みを進めます。

(11) 進捗管理

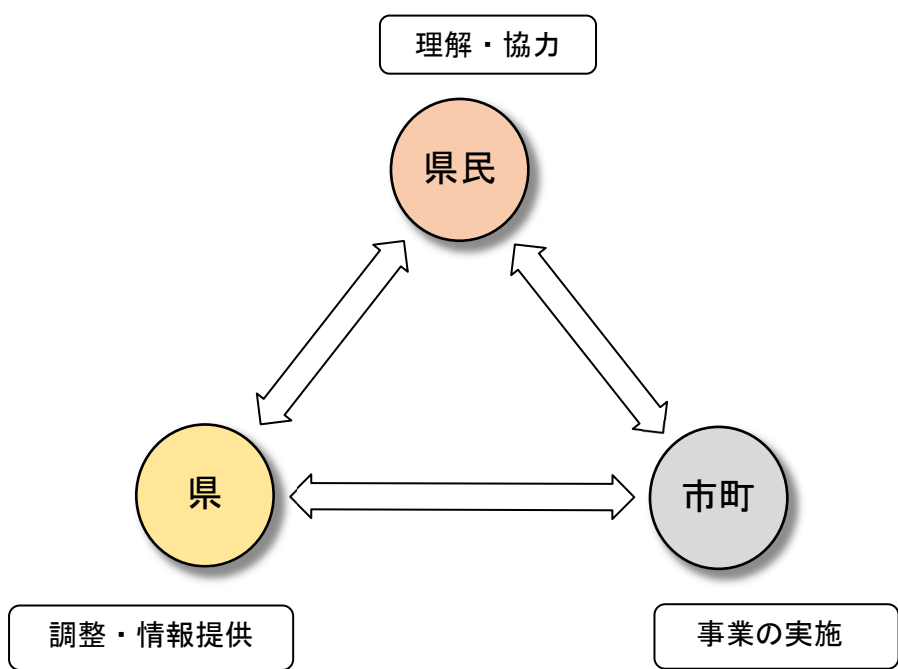
将来の社会情勢の変化に応じて、より効率的・効果的な施設整備が進むよう、構想の中間年次である令和12年度に点検を行い、必要に応じて、構想の見直しを行います。

3 それぞれの役割

構想を実現していくためには、県や市町、県民の皆さんがそれぞれの役割のもと、連携・協力して、取り組んでいかなければなりません。

【県民の役割】

- 市町が進める生活排水処理施設整備事業への協力
- 生活排水処理施設の積極的な利用
- 単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換
- 浄化槽の適正な維持管理
- 調理くずや廃油を流さないなど家庭でできる浄化活動の実施



【県の役割】

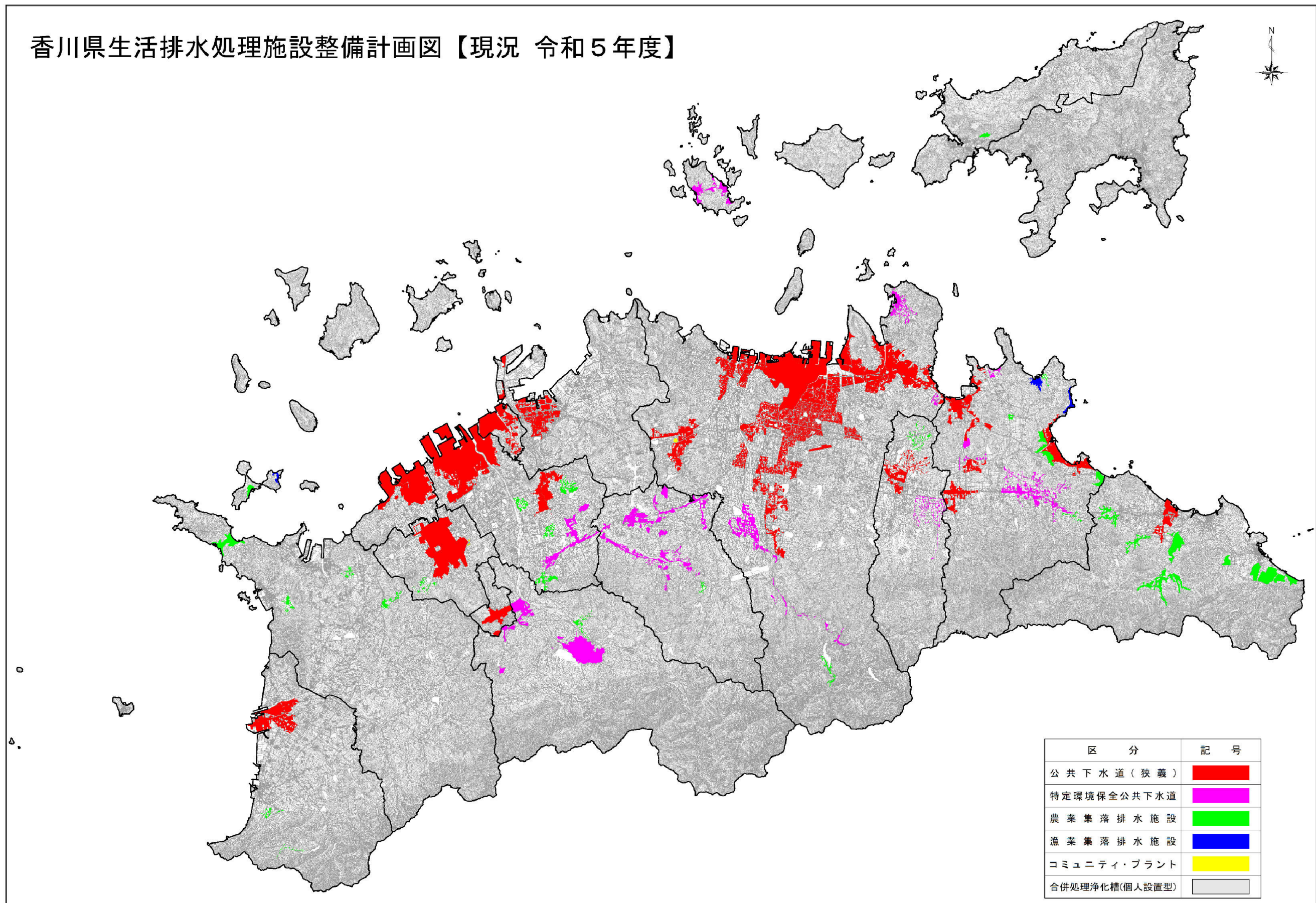
- 構想に基づく施設整備の促進
- 事業間の調整と進行管理
- 市町に対する助言
- 県民に対する情報の提供

【市町の役割】

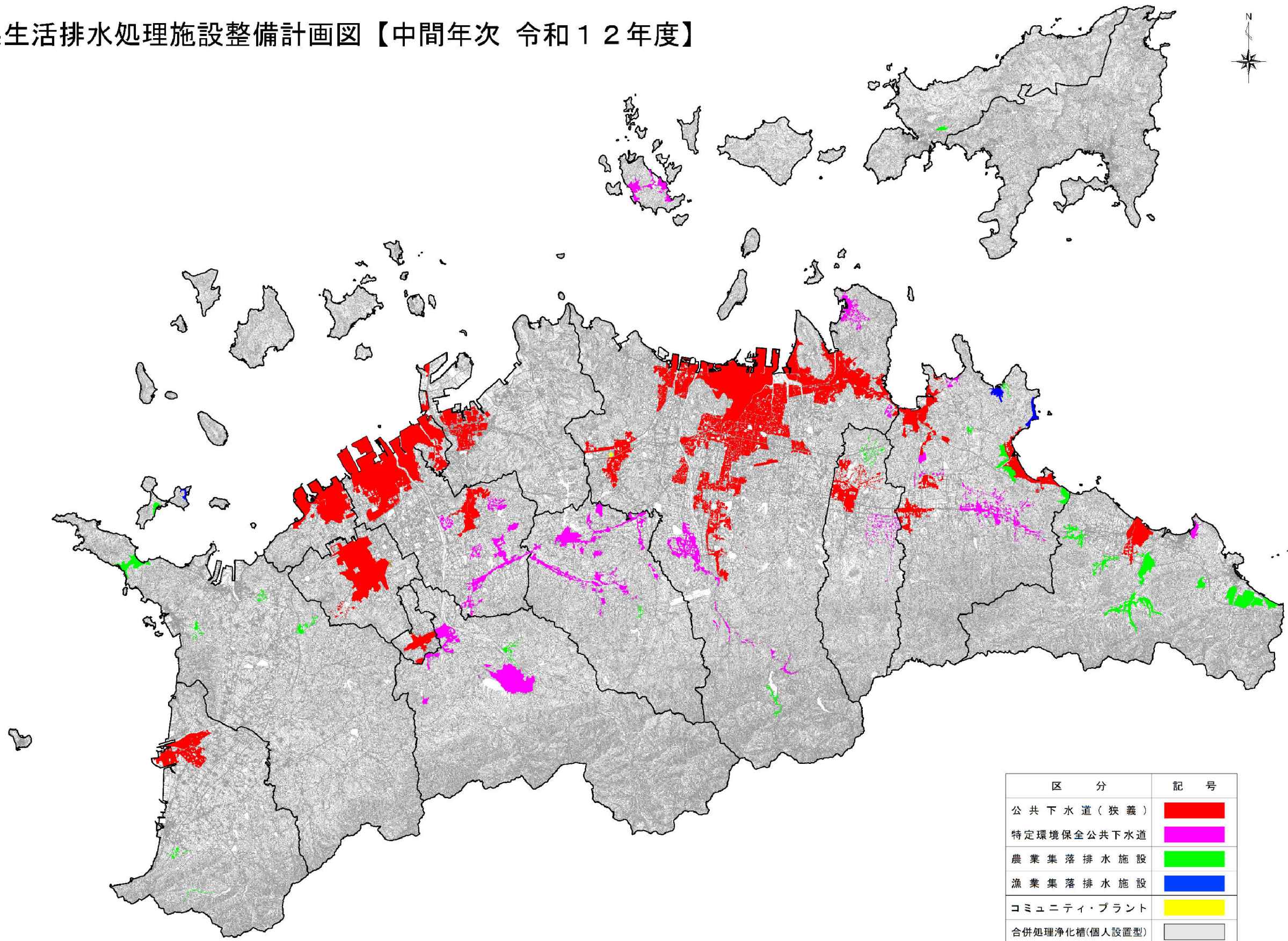
- 構想に基づく施設整備の実施
- 財源の確保、維持管理の効率化・適正化
- 事業執行体制及び各事業間の連絡調整機能の強化
- 資源（処理水・汚泥）の有効利用の促進
- 住民に対する情報の提供

4 方向性を同じくする SDGs のゴール





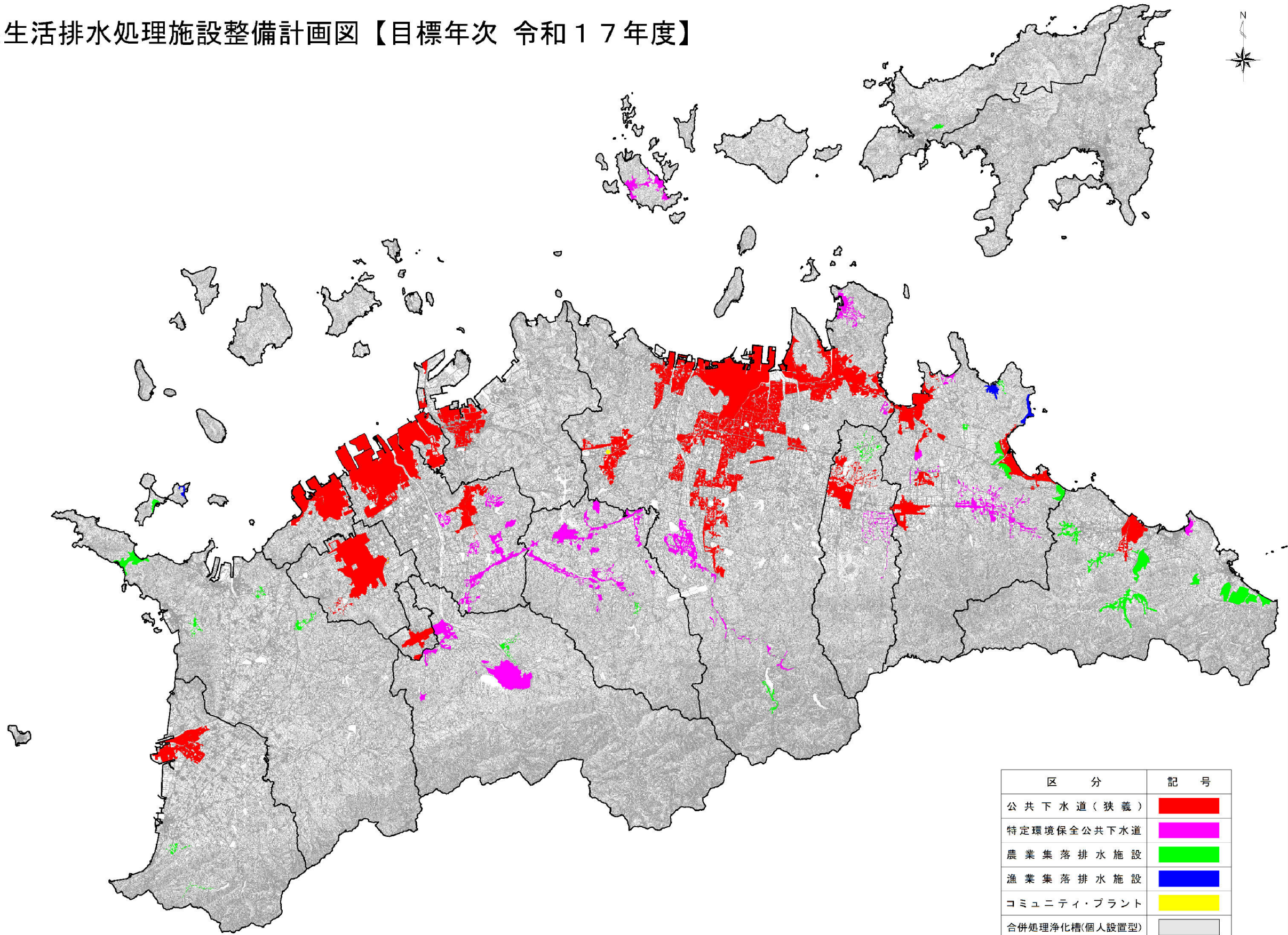
香川県生活排水処理施設整備計画図【中間年次 令和12年度】



| 区 分 | 記 号 |
|----------------|--|
| 公共下水道（狭義） | ■ |
| 特定環境保全公共下水道 | ■ |
| 農業集落排水施設 | ■ |
| 漁業集落排水施設 | ■ |
| コミュニティ・プラント | ■ |
| 合併処理浄化槽(個人設置型) | ■ |

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHF 49
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない

香川県生活排水処理施設整備計画図【目標年次 令和17年度】



| 区 分 | 記 号 |
|----------------|-------------|
| 公共下水道(狭義) | ■ (Red) |
| 特定環境保全公共下水道 | ■ (Magenta) |
| 農業集落排水施設 | ■ (Green) |
| 漁業集落排水施設 | ■ (Blue) |
| コミュニティ・プラント | ■ (Yellow) |
| 合併処理浄化槽(個人設置型) | ■ (Grey) |

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHF 49
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない